

「ポストコロナ元年～持続可能な発展に向けて～」
の実現に向けた提案・要望

< 針路別提案・要望 >

針路8 支え合い魅力あふれる地域社会の構築

■多文化共生と国際交流のSAITAMAづくり



1 (独) 国際交流基金「日本語パートナーズ」派遣事業の存続



要望先 : 外務省
県担当課 : 国際課

◆提案・要望

独立行政法人国際交流基金が実施する「日本語パートナーズ」派遣事業を令和7年度以降も継続して実施すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では平成27年11月に独立行政法人国際交流基金と連携協定を締結し、本事業に埼玉県推薦プログラムを設け、平成28年度から派遣者の募集、選考、同基金への推薦を実施している。
- ・ 本事業は、海外に日本文化を広めるとともに、派遣した人材が多様な経験を通じ、グローバル人材として成長することが期待できるものである。派遣した人材は、帰国後、地域における多文化共生の担い手となる可能性もあり、埼玉県にとっても重要な事業であると考えている。
- ・ 本事業については、令和6年度派遣まで実施が計画されているが、令和7年度以降の派遣に向けた予算は確保されていない。令和7年度の派遣及びその後の本事業の継続実施を要望する。

◆参考

埼玉県では、平成29年度から令和4年度までの6年間に埼玉県推薦枠で36名をタイ、インドネシアに派遣しており、令和2年度（令和元年度選考）からは、派遣先にベトナムを加えた。

○埼玉県推薦枠による派遣者数

派遣年度	派遣者数		
	タイ	インドネシア	合計
平成29年度	5	4	9
平成30年度	5	5	10
令和元年度	4	3	7
令和2年度(*)	—	—	—
令和3年度	2	—	2
令和4年度	4	4	8
令和5年度(予定)	1	1	2
合計	21	17	38

(*) 令和2年度：新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、安全確保の観点から派遣中止

文化芸術の振興



1 文化財保護行政の推進と文化財の適切な保存活用への支援



要望先：文部科学省、文化庁
県担当課：文化資源課

◆提案・要望

国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の確実な保存継承と多様な活用を図るため、保存修理、整備、管理及び調査等の事業に対する必要な財源を確保すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 国宝・重要文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び埋蔵文化財等の保存、整備及び調査等については、文化財の所有者や管理団体などが国庫補助を受けながら事業を実施しているところである。
- ・ 国指定文化財の保存、整備は複数年に及ぶことから計画的に実施する必要があるが、昨今、国庫補助を要望しても補助額が削減され、文化財の所有者や管理団体が事業に必要な支援を十分に受けられず、事業の実施を先送りせざるを得ない状況が生じており、結果として文化財の適切な保存・活用に支障が生じている。
- ・ 例えば本県を代表する史跡である埼玉古墳群の整備は、長期的な計画に基づき国庫補助を受け整備を実施しているが、令和3年度計画額8,483千円に対して当初交付額は6,786千円(80.0%)、令和4年度計画額6,161千円に対して当初交付額は5,431千円(88.2%)、令和5年度計画額3,310千円に対して当初交付額は2,500千円(75.5%)となっており、その結果、整備計画に遅れが生じ整備活用計画の見直しを迫られている。

◆参考

○県内国指定文化財に係る国庫補助金の計画と当初交付額

(件数：件、額：千円)

年度	計画 件数	計画額 (a)	当初交付 件数	当初交付額 (b)	交付率 (b/a)
H31	67	765,015	62	444,009	58.0%
R2	80	973,363	75	865,355	88.9%
R3	74	750,822	70	666,230	88.7%
R4	74	812,086	71	674,346	83.0%
R5	69	683,423	69	507,833	74.3%

■ デジタル技術を活用した県民の利便性の向上



1 超高速ブロードバンドサービスの地域間格差の解消



要望先 : 総務省

県担当課: 情報システム戦略課

◆提案・要望

全ての国民が必要な時にICTを円滑に利活用できる超高速ブロードバンド基盤の整備について、地方自治体に新たに財政負担を求めることなく、5G環境への移行を含め民間事業者が整備できる手法を国が責任をもって講ずること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、光ファイバの世帯カバー率は、全国平均で99.3%と利用環境の整備が図られているが、本県の条件不利（不採算）地域等においては、超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域が存在している。地理的な情報通信格差を是正するため、次世代移動通信である5G環境も含め中山間部などの条件不利地域での民間事業者による整備を促進する必要がある。
- ・ 5G環境の整備は、現在、人口密集地が中心となっており、それ以外の地域では進んでいない。5G環境の有無による情報通信格差を生じさせることのないよう、民間事業者における条件不利地域を含めた広範囲の整備を促進する必要がある。

■多様な主体による地域社会づくり



1 孤立死防止対策の充実



要望先 : 厚生労働省
県担当課 : 社会福祉課

◆提案・要望

ライフライン事業者や輸送事業者などの個人情報取扱事業者が居住者の異変を発見し、生命の危険が予見される場合には、個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供できることをガイドラインなどに事例として明記し、発見者が自治体へ通報しやすい環境づくりを更に進めること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 各自治体においては、自治会組織や住民ネットワークを活用した見守り活動など、住民が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいる。
- ・ そのような中、様々な事情により地域住民との関わりを持たない、持とうとしない住民への支援が課題となっている。
- ・ そこで、地域住民のほか、電気・ガス・水道といったライフライン事業者や新聞配達業者、宅配業者など日頃住民と接する機会の多い業者などの関係機関の協力を得て、早期発見の仕組みを構築することが重要である。
- ・ ライフライン事業者等が異変を発見した際に、直ちに自治体へ通報するためには、事業者等が自治体に対して、本人の同意を得ずとも躊躇なく個人情報を提供する必要がある。
- ・ 「個人情報の保護に関する法律」では、「利用目的による制限（第16条）」及び「第三者提供の制限（第23条）」の規定があるが、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は適用除外とされている。
- ・ しかしながら、国の「個人情報保護法ガイドライン」には個人情報の提供制限の例外となる事例がいくつか記載されているものの、ライフライン事業者等による通報に係るケースは事例として示されておらず、適用関係が不明である。
- ・ ついては、ライフライン事業者等の個人情報取扱事業者が躊躇することなく通報できるように、ガイドライン等に具体的な事例を明記すべきである。

2 生活福祉資金相談体制の維持



要望先：厚生労働省
 県担当課：社会福祉課

◆提案・要望

生活福祉資金貸付制度について、県及び市町村の社会福祉協議会が資金の貸付けから償還終了までの相談支援を継続して行うために必要な財源を国として確保すること。

◆本県の現状・課題等

- 生活福祉資金貸付制度は実施主体である県社会福祉協議会が、市町村社会福祉協議会や民生委員の協力により、相談、貸付から償還終了まで制度を運営している。
- 本県では制度の適正な実施を確保するため、毎年度、県社会福祉協議会に対して事業の実施に要する経費を補助している。
- 市町村社会福祉協議会等の相談体制整備に係る経費への補助制度は、平成26年度で廃止されたが、27年度からは国の制度要綱の改正により、当分の間、貸付原資の一部を取り崩して同経費に充てることが可能となった。ただし、この取扱いは、あくまでも基金廃止に伴う激変緩和の経過措置であり、基本的には廃止していくことが必要との考えが国から示されている。
- 近年、生活福祉資金の貸付件数は減少傾向にあったが、コロナ禍や近年の物価高騰等の影響によって生活再建に苦しむ方が多くいる状況であり、特例貸付が終了したことも相まって、今後、生活福祉資金貸付の利用者が増加することが見込まれる。
- そのため、県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会が継続的に適正な相談支援体制を維持していくための財源の確保が不可欠である。

◆参考

○市町村社会福祉協議会の相談体制整備のための人件費、事務費

	補助金額等	財源
平成26年度	206,703千円	緊急雇用創出事業臨時特例基金（国10/10）
平成27年度	103,351千円	生活福祉資金原資 平成26年度実績相当額の2分の1を目安に、 平成25年度償還金収入実績額の3割まで
平成28年度	103,189千円	生活福祉資金原資 前々年度償還金収入実績額の3割まで
平成29年度	106,510千円	
平成30年度	91,349千円	
令和元年度	88,790千円	
令和2年度	90,627千円	
令和3年度	94,353千円	
令和4年度	72,365千円	
令和5年度 （見込み）	91,881千円	

3 重層的支援体制整備事業の推進



要望先：厚生労働省
県担当課：地域包括ケア課

◆提案・要望

重層的支援体制整備事業については、地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、「移行準備事業」を含めて、今後も都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 高齢者・障害者・児童・生活困窮者など福祉の分野ごとの相談支援体制では対応が難しい複合的な課題を抱えた方が増加している。
- ・ そこで国は、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業（以下この頁において「モデル事業」という。）を活用しながら、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや関係機関の連携による包括的支援体制の整備を進めてきた。
- ・ モデル事業の成果等を踏まえ、国は社会福祉法を一部改正し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するため、新たな市町村の任意事業として「重層的支援体制整備事業」を規定した（令和3年4月1日施行）。
- ・ この法改正により、制度別（高齢者・障害者・子ども・生活困窮者など）に設けられた財政支援を1本の補助要綱に基づき一体的な実施が可能となった。
- ・ しかしながら、重層的支援体制整備事業のうち、「包括的な相談支援」及び「地域づくりに向けた支援」については、既存の財源の組替えであり、当事業に取り組む市町村の財政負担を減らす仕組みではない。
- ・ また、交付金の算定に当たっては、既存の制度別の補助金・交付金の前々年度の事業実績額に基づき按分して算出することになっているが、事業実態と按分率との間に乖離が生じる場合は按分率を補正したり、相談支援機関の開設・廃止が生じる場合はその影響額を計算するなど、計算が複雑になっている。
- ・ 国の財政支援の仕組みは、重層的支援体制整備事業に関する市町村の意欲を高める仕組みとはなっていないため、当事業に取り組む意欲的な市町村に対し、更なる財源措置を講ずるとともに、交付金の算出にあたっては、当該年度の事業予算額に基づく算出にするなど、分かりやすい仕組みに変更する必要がある。
- ・ 重層的支援体制整備事業は市町村の自治事務であるが、当該事業の「多機関協働事業等」については令和5年度から都道府県の財政負担が追加されることとなった。
- ・ 地方自治体の創意工夫ある取組を支援するため、「移行準備事業」を含めて、今後も都道府県や市町村に新たな負担や超過負担が生じないように、国の責任において必要かつ恒久的な財政措置を行うべきである。

◆参考

○重層的支援体制整備事業の取組予定市町村

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
2市町村	7市町村	8市町村	13市町村

○本県の主な取組・支援

・ 市町村に対し、アドバイザーを派遣

・ 市町村情報交換会や研修の開催

